

届出書類のご案内

宮崎霊園事業団

① 納骨届

亡くなられた方の遺骨を墓地に納骨される時は、墓地埋葬等に関する法律の定めにより届出が必要です。市町村発行の「火葬許可書」を添えて「納骨届出書」を提出してください。

* 他の墓地から改葬される時には「改葬許可書」が必要です。

② 使用権利者承継届（三親等以内）

使用権利者が亡くなられたとき、またはその他の理由で使用権利をどなたかに承継するには手続きが必要です。「承継使用申請書」を提出して申請してください。

申請時に以下を持参していただくようお願いします。

- 前権利者と継承者の続柄がわかる戸籍謄本等の証明書類。
- 旧使用権利証書。
- 印鑑（みとめ印で結構です）
- 承継申請手数料 5,000 円

手続きにつきましてご不明がありましたらお問い合わせください。

宮崎霊園事業団 管理事務所

宮崎市別府町3-9 労働金庫4階 ☎0985-20-0550

